

2019年度 保険料率の決定について

※ この資料の年度表示については、平成31年度 及び 令和元年度 を 2019年度 と表示します。



広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

● 2019年度 都道府県単位保険料率の決定について

北海道	10.31%	石川県	9.99%	岡山県	10.22%
青森県	9.87%	福井県	9.88%	広島県	10.00%
岩手県	9.80%	山梨県	9.90%	山口県	10.21%
宮城県	10.10%	長野県	9.69%	徳島県	10.30%
秋田県	10.14%	岐阜県	9.86%	香川県	10.31%
山形県	10.03%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.02%
福島県	9.74%	愛知県	9.90%	高知県	10.21%
茨城県	9.84%	三重県	9.90%	福岡県	10.24%
栃木県	9.92%	滋賀県	9.87%	佐賀県	10.75%
群馬県	9.84%	京都府	10.03%	長崎県	10.24%
埼玉県	9.79%	大阪府	10.19%	熊本県	10.18%
千葉県	9.81%	兵庫県	10.14%	大分県	10.21%
東京都	9.90%	奈良県	10.07%	宮崎県	10.02%
神奈川県	9.91%	和歌山県	10.15%	鹿児島県	10.16%
新潟県	9.63%	鳥取県	10.00%	沖縄県	9.95%
富山県	9.71%	島根県	10.13%		

2019年3月分（4月納付分）の保険料額から適用

※任意継続被保険者にあたっては、2019年4月分（4月納付分）の保険料額から適用

● 2019年度 都道府県単位保険料率の平成30年度からの変化

(単位：%)

	平成30年度保険料率 (a)	2019年度保険料率		現在からの変化分 (b)-(a)
		(a)	(b)	
全 国	10.00	10.00	10.00	0.00
1 北 海 道	10.25	10.31	10.31	+0.06
2 青 森	9.96	9.87	9.87	▲0.09
3 岩 手	9.84	9.80	9.80	▲0.04
4 宮 城	10.05	10.10	10.10	+0.05
5 秋 田	10.13	10.14	10.14	+0.01
6 山 形	10.04	10.03	10.03	▲0.01
7 福 島	9.79	9.74	9.74	▲0.05
8 茨 城	9.90	9.84	9.84	▲0.06
9 栃 木	9.92	9.92	9.92	0.00
10 群 馬	9.91	9.84	9.84	▲0.07
11 埼 玉	9.85	9.79	9.79	▲0.06
12 千 葉	9.89	9.81	9.81	▲0.08
13 東 京	9.90	9.90	9.90	0.00
14 神 奈 川	9.93	9.91	9.91	▲0.02
15 新 潟	9.63	9.63	9.63	0.00
16 富 山	9.81	9.71	9.71	▲0.10
17 石 川	10.04	9.99	9.99	▲0.05
18 福 井	9.98	9.88	9.88	▲0.10
19 山 梨	9.96	9.90	9.90	▲0.06
20 長 野	9.71	9.69	9.69	▲0.02
21 岐 阜	9.91	9.86	9.86	▲0.05
22 静 岡	9.77	9.75	9.75	▲0.02
23 愛 知	9.90	9.90	9.90	0.00
24 三 重	9.90	9.90	9.90	0.00
25 滋 賀	9.84	9.87	9.87	+0.03
26 京 都	10.02	10.03	10.03	+0.01
27 大 阪	10.17	10.19	10.19	+0.02
28 兵 庫	10.10	10.14	10.14	+0.04
29 奈 良	10.03	10.07	10.07	+0.04
30 和 歌 山	10.08	10.15	10.15	+0.07
31 鳥 取	9.96	10.00	10.00	+0.04
32 島 根	10.13	10.13	10.13	0.00
33 山 口	10.15	10.22	10.22	+0.07
34 広 島	10.00	10.00	10.00	0.00
35 山 口	10.18	10.21	10.21	+0.03
36 徳 島	10.28	10.30	10.30	+0.02
37 香 川	10.23	10.31	10.31	+0.08
38 愛 媛	10.10	10.02	10.02	▲0.08
39 高 知	10.14	10.21	10.21	+0.07
40 福 岡	10.23	10.24	10.24	+0.01
41 佐 賀	10.61	10.75	10.75	+0.14
42 長 崎	10.20	10.24	10.24	+0.04
43 熊 本	10.13	10.18	10.18	+0.05
44 大 分	10.26	10.21	10.21	▲0.05
45 宮 崎	9.97	10.02	10.02	+0.05
46 鹿 児 島	10.11	10.16	10.16	+0.05
47 沖 縄	9.93	9.95	9.95	+0.02

● 2019年度 都道府県単位保険料率の算定について

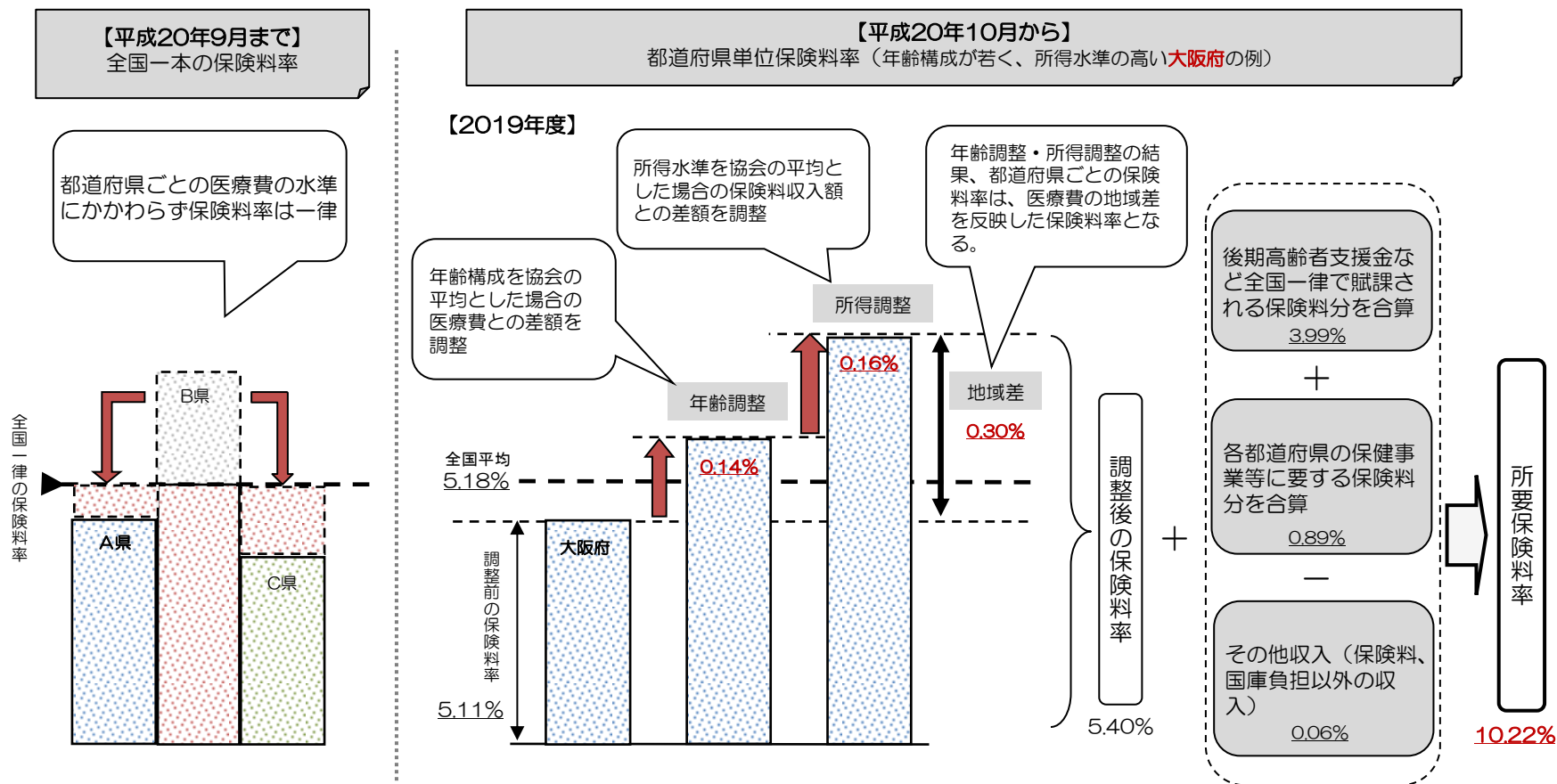
(単位:%)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.82)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算を除く) (c)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算を含む) (c+α)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.18	-	-	5.18	10.00	10.00	10.00
1 北 海 道	6.17	▲ 0.26	▲ 0.34	5.57	10.39	10.33	10.31
2 青 森	6.13	▲ 0.17	▲ 0.90	5.07	9.89	9.90	9.87
3 岩 手	5.76	▲ 0.22	▲ 0.60	4.94	9.76	9.79	9.80
4 宮 城	5.63	▲ 0.12	▲ 0.28	5.24	10.06	10.05	10.10
5 秋 田	6.73	▲ 0.47	▲ 0.89	5.38	10.20	10.17	10.14
6 山 形	5.84	▲ 0.19	▲ 0.48	5.17	10.00	10.00	10.03
7 福 島	5.15	▲ 0.08	▲ 0.19	4.88	9.70	9.74	9.74
8 茨 城	4.88	0.02	0.08	4.98	9.80	9.83	9.84
9 栃 木	5.11	▲ 0.02	▲ 0.02	5.07	9.89	9.91	9.92
10 群 馬	5.11	▲ 0.04	▲ 0.07	5.00	9.82	9.85	9.84
11 埼 玉	4.75	0.00	0.19	4.95	9.77	9.80	9.79
12 千 葉	4.89	▲ 0.09	0.18	4.98	9.80	9.83	9.81
13 東 京	4.28	0.05	0.72	5.06	9.88	9.89	9.90
14 神 奈 川	4.64	▲ 0.03	▲ 0.47	5.08	9.90	9.91	9.91
15 新 潟	5.15	▲ 0.12	▲ 0.32	4.72	9.54	9.60	9.63
16 富 山	4.75	▲ 0.08	0.17	4.85	9.67	9.71	9.71
17 石 川	5.17	▲ 0.02	0.03	5.19	10.01	10.01	9.99
18 福 井	5.21	▲ 0.09	▲ 0.05	5.08	9.90	9.91	9.88
19 山 梨	5.36	▲ 0.10	▲ 0.17	5.10	9.92	9.93	9.90
20 長 野	5.03	▲ 0.06	▲ 0.19	4.79	9.61	9.66	9.69
21 岐 阜	5.07	0.03	▲ 0.05	5.05	9.87	9.89	9.86
22 静 岡	4.79	▲ 0.06	0.14	4.87	9.70	9.74	9.75
23 愛 知	4.55	0.18	0.33	5.06	9.88	9.90	9.90
24 三 重	4.95	0.05	0.04	5.05	9.87	9.89	9.90
25 滋 賀	5.10	0.06	▲ 0.13	5.03	9.85	9.87	9.87
26 京 都	5.08	0.05	0.08	5.20	10.02	10.02	10.03
27 大 阪	5.11	0.14	0.16	5.40	10.22	10.19	10.19
28 兵 庫	5.27	0.04	0.00	5.32	10.14	10.12	10.14
29 奈 良	5.66	▲ 0.01	▲ 0.40	5.24	10.06	10.05	10.07
30 和 歌 山	5.80	0.03	▲ 0.52	5.32	10.14	10.12	10.15
31 鳥 取	5.95	▲ 0.10	▲ 0.69	5.16	9.98	9.98	10.00
32 鳥 根	6.17	▲ 0.24	▲ 0.60	5.32	10.15	10.13	10.13
33 岡 山	5.54	0.07	▲ 0.17	5.44	10.26	10.22	10.22
34 広 島	5.28	0.03	▲ 0.10	5.21	10.03	10.03	10.00
35 山 口	5.72	▲ 0.18	▲ 0.13	5.41	10.23	10.20	10.21
36 徳 島	6.00	▲ 0.08	▲ 0.40	5.52	10.34	10.29	10.30
37 香 川	5.87	▲ 0.04	▲ 0.27	5.56	10.38	10.33	10.31
38 愛 媛	5.70	0.05	▲ 0.49	5.26	10.08	10.07	10.02
39 高 知	5.97	▲ 0.11	▲ 0.43	5.43	10.26	10.22	10.21
40 福 岡	5.74	0.03	▲ 0.29	5.49	10.31	10.27	10.24
41 佐 賀	6.92	▲ 0.14	▲ 0.76	6.02	10.84	10.73	10.75
42 長 崎	6.35	▲ 0.13	▲ 0.73	5.49	10.31	10.26	10.24
43 熊 本	5.97	▲ 0.02	▲ 0.65	5.31	10.13	10.11	10.18
44 大 分	6.21	▲ 0.14	▲ 0.63	5.44	10.26	10.22	10.21
45 宮 崎	6.07	▲ 0.04	▲ 0.85	5.18	10.00	10.00	10.02
46 鹿 児 島	6.23	▲ 0.01	▲ 0.86	5.36	10.18	10.16	10.16
47 沖 縄	6.45	0.34	▲ 1.67	5.12	9.94	9.95	9.95

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.46%)、前期高齢者納付金等(3.53%)、保健事業費等(0.89%)、その他収入(▲0.06%)に係る合計の保険料率(4.82%)を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の8.6となるよう調整した上で、全国一律の保険料率(4.82%)を加算したものである。
- ・ 保険料率(c+α)は、保険料率(c)には含まれていない、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

● 都道府県ごとの保険料率の設定のイメージ

都道府県ごとの保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなります。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなります。このため、都道府県間で以下の「年齢調整・所得調整」を行います。



● 激変緩和措置について

協会けんぽでは、平成21年9月から都道府県ごとに保険料率を設定していますが、それまでは全国一律の保険料率であったことから、保険料率の差が急激に広がらないよう、全国平均の保険料率と都道府県の保険料率の差を圧縮する経過措置（以下、「激変緩和措置」という）が取られています。

この措置は、2019年度までに段階的に解消していくこととしております。

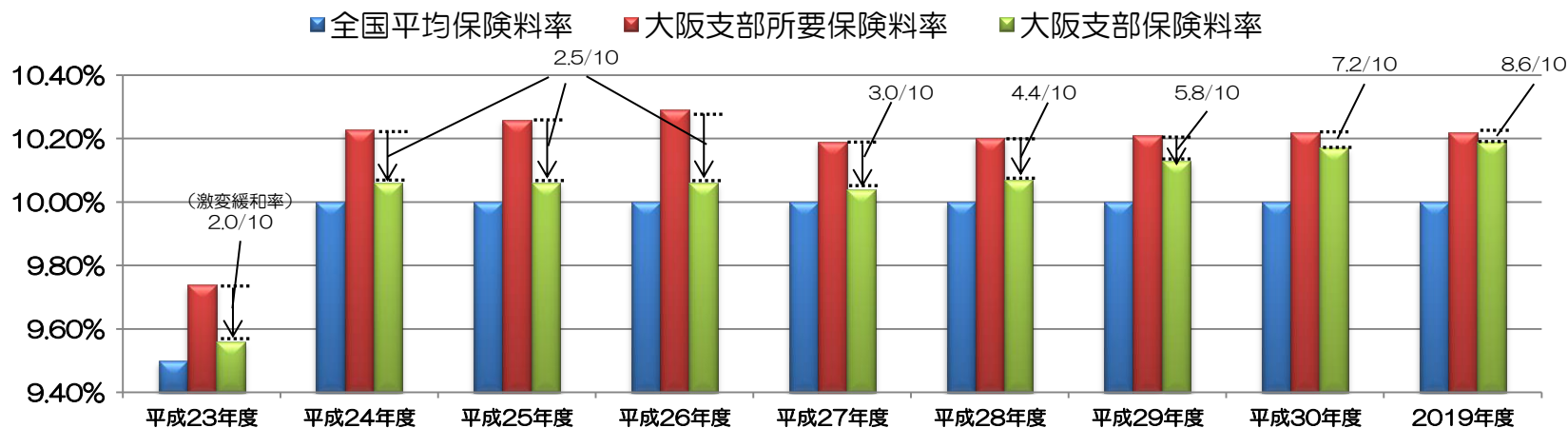
【現時点の計画における2019年度以降の激変緩和率】

2019年度 → 8.6 / 10（2020年3月解消）

2020年度 → 10 / 10（予定）

大阪支部保険料率の年次推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	2019年度
全国平均保険料率	8.20%	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%
大阪支部保険料率	8.20%	8.22%	9.38%	9.56%	10.06%	10.06%	10.06%	10.04%	10.07%	10.13%	10.17%	10.19%
大阪支部所要保険料率		8.35%	9.56%	9.74%	10.23%	10.26%	10.29%	10.19%	10.20%	10.21%	10.22%	10.22%
激変緩和率		1.0/10	1.5/10	2.0/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3.0/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10



● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(概要)

意見の提出あり 46支部

● 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部	23支部	・引き上げとなる支部 (22支部中 3支部) ・引き下げとなる支部 (18支部中 15支部) ・変更がない支部(※) (7支部中 5支部)
● 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部	20支部	・引き上げとなる支部 (22支部中 16支部) ・引き下げとなる支部 (18支部中 3支部) ・変更がない支部(※) (7支部中 1支部)
● 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部	2支部	・引き上げとなる支部 (22支部中 2支部) ・引き下げとなる支部 (18支部中 0支部) ・変更がない支部(※) (7支部中 0支部)
● 当該支部の保険料率について記載はないが、平均保険料率10%を維持することや、激変緩和率を8.6/10とすることについて『反対』とする趣旨の記載がある支部	1支部	・引き上げとなる支部 (22支部中 1支部) ・引き下げとなる支部 (18支部中 0支部) ・変更がない支部(※) (7支部中 0支部)

意見の提出なし(※) 1支部

※ 2019年度に都道府県単位保険料率の変更がない7支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。
ただし、当該7支部について、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。
また、当該7支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

保険料率については、【資料 2-1】平成 31 年度都道府県単位保険料率の決定について(案)に基づいて記載。なお、()内については、平成 30 年度の保険料率を記載。

支部名	支部長意見	評議会意見
大阪	<p>10. 19% (10. 17%)</p> <p>◆意見</p> <p>平成31年度の平均保険料率については、支部評議会において各評議員のご意見やご提起を受けてまいりましたが、全体の論調として過去、繰り返された単年度収支や適正な準備金を前提としたものから、後期高齢者の増加を前提とした中長期の視点での論議に変わりつつあることを感じております。</p> <p>しかしながら人不足や働き方改革等の社会環境の変化の中で厳しい経営を余儀なくされている中小企業の多い大阪の現状から、これ以上の保険料率の上昇に対しては率直に危惧をする意見もいただきました。総じて協会けんぽの財政基盤の持続的安定化に向けた取り組みの要請であり、事業主様や加入者様のお声に応えるためにも、真摯かつ愚直に協会けんぽの事業運営に取り組んでいく決意を新たにしました次第です。</p> <p>以上を踏まえ、健康保険法第160条第7項の規定に基づき、大阪支部の平成31年度保険料率の変更にあたって、1月17日に開催した評議会でのご意見をお聞きしたうえで下記の通り、意見を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 平均保険料率について</p> <p>厳しい経営環境下の中小企業の多い大阪の現状を踏まえ、料率引下げの意見もいただいているが、国民皆保険の持続的発展に向け、中長期的な財政運営の安定化が大前提であり、平均保険料率10%を超えないことを前提に平均保険料率10%維持すべきと考えます。</p>	<p>◇意見</p> <p>《平均保険料率について》</p> <p>【学識経験者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の増加の伸びが 2025 年にピークを迎えるため、今後医療費総額は下がらない。そのため中長期的に考えた場合、平均保険料率を上下するよりも、10%の維持で良い。 ● 協会けんぽの収支見込で単年度収支と準備金が去年より増えているのは、良いことではあるが、翌年度以降も増えてくると「医療費が増えるため保険料率を下げることはできない」という言葉の説得力に影響が出ると考える。 ● 医療費削減に向けてあらゆる施策を取り、将来的には保険料率を下げられるときには下げないようにすることを検討すべき。 <p>【事業主代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 積立準備金残高からみて経営者としては保険料率は下がる方が有難いが、高齢化により今後医療費の増加が見込まれている。それに備える意味でも現状維持が妥当と考える。 ● 準備金が積みあがっているため、各支部とも平成 30 年度都道府県単位の保険料率を維持すべきと考える。 <p>【被保険者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者として保険料率は低い方が良いが、今後高齢者の医療費が増えていく中で、一度保険料率を下げた場合、次に上がるときに抵抗感ができるので、現状より上げないように努力する必要がある。

● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>2. 激変緩和措置について 平成31年度の激変緩和率8.6/10でやむを得ないと考えます。</p> <p>3. 都道府県単位保険料率について 大阪支部の保険料率については平均保険料率を超えている状況を鑑み、前年度保険料率の据え置き等の意見もあるが、平均保険料率10%維持という前提で激変緩和措置による引き上げを含め大阪支部の保険料率は10.19%でやむを得ないと考えます。</p> <p>4. 保険料率の変更時期について 4月納付分からの変更で問題ないと考えます。</p> <p>5. その他 大阪支部の保険料率は10.17%から10.19%に上昇することから、事業主・被保険者への従来以上に丁寧かつ分かりやすい広報や説明を行います。</p> <p>終わりに、昨年度提起をしました、健康づくり等の医療費適正化や保健事業に資する費用に関して協会けんぽの新たな対応が可能になりましたことに関してお礼申し上げます。引き続き事業主様や加入者様に寄り添う協会けんぽ大阪支部を作り上げてまいりたい所存です。</p> <p>又、昨年度も申し上げましたが、都道府県単位保険料率に関しては、平均保険料率10%としながらも、47支部間の料率差が年々拡大していくことに対して、協会けんぽとして、10年を経過する中で、料率設定に関して新たな方向付けをするべきではないかと思えます。</p>	<p>● 中小企業の実態として大阪の賃金が上がっているとはいえ、それは人手不足により仕方がない「賃上げ」であって、企業が成長しての賃金増ではない。保険料だけが上がるとますます加入者の理解が得られないため、今は平均保険料率を下げるべきと考える。</p> <p>《激変緩和率について》 特段意見なし</p> <p>《保険料率の変更時期について》 特段意見なし</p> <p>《その他》 【被保険者代表】 ● 健康保険料率については0.02%増なので、平均保険料率は10%の据え置きでやむを得ないと思うが、介護保険料率の0.16%増の負担は大きい。</p>

● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
滋賀	<p>9.87% (9.84%)</p> <p>◆意見</p> <p>1. 平均保険料率について</p> <p>平成31年度の平均保険料率については、準備金が積みあがり、その前提となる単年度収支差の黒字は制度改正等の影響を大きく受けたものであり、決して楽観視できるものではない。また、協会けんぽの財政状況は、一人あたり医療費の伸びが一人あたり賃金の伸びを上回るという赤字構造であることに加え、社会の超高齢化・少子化により、今後の高齢者医療への拠出金については増大が見込まれる。協会財政の安定という面や、一旦引き下げを行った後の、保険料率の引き上げを行う場合の労力の大きさを考慮すると、現時点では保険料率の上げ下げは行わず静観する方が望ましい。</p> <p>これらの理由により、平均保険料率については中長期的に考え、10%に維持することが適当であると思料する。</p> <p>2. 激変緩和措置について</p> <p>激変緩和措置は、計画的に解消すべきであり特に異論はない。</p> <p>3. 変更時期について</p> <p>平成31年4月納付分から変更することに異論はない。</p>	<p>◇意見</p> <p>1. 平均保険料率</p> <p>評議会としては、中長期的に安定を図るという意味で平均保険料率10%を維持するという事で承認された。</p> <p>各委員からの意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬改定等、政策的な影響を受けるという点から、現状、暫く様子を見守る方が適当であると考える。 ・中長期的にできる限り安定させたい。保険料率を毎年上げたり下げたりするのは、上手く機能している財政であれば成立すると思うが、現状はそうではないと考えるため。 ・経営という問題があるかと思うが、今は平均保険料率10%を維持する方向に進めた方が良いと考える。 ・現在の財政、協会けんぽの継続性という点が大事であることから、平均保険料率10%を維持していくことが適当と考える。保険料率を上げたり下げたりという乱高下については、上げる時のエネルギーが非常に必要になってくると、国庫補助の話も非常に厳しい状況だと考えることがその理由である。 ・協会けんぽが赤字構造であることや2025年問題も理解はできたが、準備金が積み上がっているならば一度は保険料率を下げる事も可能ではないか。すなわち、運営委員会の委員の発言にもあるように事業主代表としては、協会けんぽの財政状況は理解できるが、下げられる時には下げるとするのが選択肢のうちの1つではないかということも考えていただきたい。 ・将来的には懸念材料の方が多いと思う。そう考えると短期的な考えよ

● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
		<p>り中長期的に考えるべきである。今後の医療費を引き下げていくよう、医療費適正化や保健事業等に注力されたい。</p> <p>2. 激変緩和措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度が最終年度で計画的に解消していくため異論はない。 <p>3. 保険料率の変更時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月納付分からの変更で異論はない。
京都	<p>10.03% (10.02%)</p> <p>◆意見</p> <p>平成31年度の京都支部の保険料率は、平成30年度より0.01%引上げの10.03%となります。</p> <p>支部評議会の意見は、昨年まで評議会の総意は平均保険料率の引下げでありましたが、本年度においては引下げが少数意見となり、維持の色合いの強いものに変化しました。それを受け、現行の仕組みの中で算定された保険料率であることから、引上げも止むを得ないと判断します。</p> <p>しかしながら、中長期的視点に立つことに異論はないものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者として今後の高齢化社会を踏まえて、安定的な運営のために必要な準備金について議論し、協会の考え方を整理しておく必要があること ・保険料率の限界を10%とすることについての考え方を、10%を超えている支部が過半を占める状況を鑑みて議論をする必要があること ・健康づくりや予防の重要性を認識するうえで、その大きな誘因要素として保険料率の引下げがあることを忘れてはならないこと <p>以上の評議会意見がありましたことを申し添えます。</p>	<p>◇意見</p> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的観点を持ちながらも、2年に一度でもよいので保険料率を引き下げるべき。上げるべき時は上げ、下げるべき時は下げることで加入者に保険料率決定の仕組みを理解してもらうべき。 ・中長期的に考え、10%を維持することについてはやむを得ないが、数年経ってまだ余裕があるということであれば、その時は保険料率引き下げについて本格的に考える必要があると考える。それでもまだ引き下げないということであれば、制度自体を根本的に考え直すべきという意見が出てくるのではないかと考える。 ・保険料率の説明については去年と今年でスタンスが違うように感じるが、中長期のスパンで考えることは理解できる。 <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備金が積みあがっている現状で保険料率を維持することは単年度収

● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>また、京都支部の保険料率を10年スパンで比較すると、保険料率が低いグループから平均以上のグループへ移行しております。平均保険料率はあくまでも全国平均であって、自支部の保険料率は変動する、つまり医療費の地域差を反映しているものであり、保険者として保険料率の地域差の背景をきちんと説明するべきとの意見も頂きました。そのような点の理解が進んで初めて効果的、効率的な予防についても理解できるようになり、医療費の適正化につながるとの指摘もありました。</p> <p>医療費について自分たちの問題、地域の問題に置き換えることにより、評議会において共通の問題意識を持つことが重要であると考えます。今後は、さらにデータ等の活用を図りながら、医療費の動きを考えた事業運営の議論をしてまいりたい。</p> <p>なお、激変緩和率および変更時期については、今回の決定で問題ないと考えます。</p> <p>平成31年度保険料率に関する評議会の意見は、右記のとおりです。</p>	<p>支を基に保険料率を決定するという趣旨に反しているのではないかと。 ・現在働いている若い世代のために保険料率は下げ、必要な時期に10%に戻せばよい。 ・財政安定を求めるならば保険料率10%を維持したい。 ・後期高齢者医療や社会保障全体を見据えて、判断する必要がある。そのうえで今は料率を下げる時期ではない。10%維持すべきと考える。 ・10%を維持するのであれば、今後を見通して積み上げられるだけ積み上げておくと言明した方が分かりやすいのではないかと。 ・単年度収支という考え方については、我々も見方を変えていかなければならないと思っています。単年度で保険料率を見直すという考え方そのものを見直す必要があるのかなと感じます。</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料等の地域差の背景が何なのか、どういうことに焦点化して予防していくと効果的、効率的に医療費抑制につながるのかを広く周知していくことが若い世代の納得感につながるかと考える。 ・社会保障全体での議論がみえない間は保険料率10%を維持したい。 ・中長期の見通しは示されているものの、過去の例から予測通りとはなっておらず、医療費動向や経済状況を中長期で見通すことは困難であり、検証も難しい。よって、中長期を見通せるなら10%維持と考えるが、見通せない現状では下げるべきと考える。
兵庫	<p>10.14%(10.10%)</p> <p>◆意見</p> <p>平均保険料率10.00%を維持することについては、健康保険を取り巻く今後の厳しい見通しや協会けんぽの安定的な事業運営のためであることは理</p>	<p>◇意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在の準備金残高は、国庫補助率が引き下げられた平成4年度の準備金残高(3.9か月)に近づいてきており、準備金が積みあがりすぎるこ

● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>解しているが、平成 29 年度決算および準備金残高を鑑み健康保険料率を引き下げべきであるという意見が多数を占めた。</p> <p>平成 31 年度の収支見込みにおいて、平成 30 年度の均衡保険料率 9.5%を下回る 9.46%となっており準備金残高が 33,169 億円と法定準備金の約 3.9 か月分になる見込みであること、介護保険料率の引き上げについても加入者事業所の経済的負担増を鑑みるべきであること、また、健康保険料率を引き下げても一定期間は平均保険料率 10.00%を上回らず維持できる状況等を考慮すると、健康保険法第 160 条第 3 項に則り単年度収支の原則に従って平均保険料率を引き下げべきであると考えます。</p> <p>激変緩和措置及び料率の変更時期については、これまでの方針どおりで問題ないとする。</p> <p>兵庫支部の都道府県単位保険料率については 10.10%から 10.14%と引き上げとなり、兵庫支部が全国平均保険料率より 0.14%高い現状を真摯に受け止め、これまで以上に第 4 期アクションプランに基づく保健事業及び医療費適正化に邁進し、加入者利益の実現に向け取り組んでいく決意で支部運営を行っていく。</p>	<p>とで国庫補助率が引き下げになることも考えられるのではないかと。保険料率の引き下げだけが国庫補助率の引き下げの影響があると考えべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造であるとのことだが、その 2 つの決定要因に相関関係はなくこの 15 年間の被保険者数と保険料収入は医療費と相関し伸長しており、これを根拠に財政の赤字構造とは言えないのではないかと。 ● 2025 年度に厳しい財政状況になる想定は理解できるが、介護保険料率も平成 31 年度には 0.16%引き上げられ今後も介護給付費の増大が予想される中、健康保険料率のこれまでのシミュレーションが当たっていない状況で中長期的な視点に立つことには説得力に欠ける。まずは、これまでのシミュレーションの結果検証を行うべきではないかと。
奈良	<p>10.07% (10.03%)</p> <p>◆意見</p> <p>平成 31 年度の奈良支部健康保険料率については、「全国平均保険料率 10%維持」の方針決定に基づき算出された結果、前年度比+0.04%となり、10.07%となります。</p> <p>奈良支部評議会では、これまで全国平均保険料率の議論において、「現在の保険料負担は非常に厳しいものがあり、下げられるなら下げてもらいたいというのが本音であるが、この素晴らしい健康保険制度を将来にわたって守っていくためにも、中長期的な視点で保険財政を考えることが重要であり、</p>	<p>◇意見</p> <p><u>平成 30 年度第 4 回評議会 (平成 31 年 1 月 15 日開催)</u></p> <p>【学識経験者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 奈良支部保険料率の引き上げについて、今の段階ではやむを得ないものと感じる。 ● 新たに積み上がった準備金について、保険者、加入者、事業主が一生懸命努力して積み上がったものであるにも関わらず、そのうちの

● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>現在の保険料率については維持するべきである。」というご意見を多数いただきました。</p> <p>しかしながら、平均保険料率は10%維持の方針決定となったものの、奈良支部の保険料率としては3年連続で増加することとなり、事業主・加入者の皆様に更なるご負担を強いる結果となったことは、非常に残念であり、保険者である当支部としての力不足を痛感しているところです。</p> <p>平成31年1月15日に開催いたしました奈良支部評議会において、当支部の平成31年度都道府県単位保険料率は引き上げとなる見込みである旨を評議員の皆様にご説明し、ご意見をお伺いしたところ、平均保険料率10%維持に基づいて算出した結果、保険料率引き上げとなることはやむを得ない旨のご意見をいただきました。事業主・加入者の皆様に更なるご負担を強いることは心苦しくありますが、評議員の皆様にご理解をいただいたこともあり、小職として、平成31年度奈良支部保険料率が10.07%へと引き上げとなることについては、やむを得ないものと思料いたします。</p> <p>なお、今後、保険料率変更に関する広報に加えて、インセンティブ制度の周知広報をより一層丁寧に行う等、加入者や事業主の皆様のご理解とご協力を得ながら、保険者機能をさらに発揮することにより、支部保険料率上昇の抑制に取り組んで参りたいと考えておりますが、評議会での議論及びご意見を踏まえ、以下の通り要望いたしますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>【要望】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たに積み上がった準備金のうちの16.4%を国庫に返納する取り扱いとなっているが、この取り扱いを廃止していただくように国に要望していただきたい。 ② 評議会における意見については、運営委員会の議論の場等でご紹介し 	<p>16.4%を国庫に返納しなければならないことについては納得がいかない。</p> <p>【事業主代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 奈良支部保険料率の引き上げについてはやむを得ないと思うが、新たに積み上がった準備金残高の返納については反対である。 ● 出生率も低く、今後の人口推計を考えると、今の保険料率のままでは将来的に健康保険制度が維持できなくなるのではないかと考える。 ● 高齢者の方で、高所得の方や貯蓄がたくさんある方には、もっと負担してもらった方がいいのではないかと考える。 <p>【被保険者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料率について、抑えることができるなら抑えてほしいが、先のことを考えるとやむを得ないのではないかと考える。 ● 今後、リーマンショック級の恐慌やSARSなどのパンデミックが起こったとしても耐えられるような安定的な財政運営をしてほしいと思うので、一定の保険料負担についてはやむを得ないと思う。 <p><u>平成30年度第3回評議会（平成30年10月29日開催）</u></p> <p>【学識経験者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支出の中のかなり大きな割合を高齢者医療への拠出金が占めている。本当はここを心配して10%に据え置きたいということであろうと考える。ここをもっと抑えることができれば料率を下げるという議論にもなるが、これから団塊の世代が75歳以上になっていく

● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>ていただいているところではありますが、支部評議会における意見をより一層尊重していただきたい。</p> <p>③ 「平均保険料率 10%は負担の限界」であることから、国庫補助率が現在の 16.4%から引き下げとなることのないよう国に対し要望していただきたい。</p> <p>④ 若年層については、今後より負担が重くなることが見込まれることから、高所得の高齢者に対しても相応の負担を求める等、世代間による不公平感が生じないような制度改正を国に対し要望していただきたい。</p>	<p>中、この部分の支出がもっと増えていくであろう。医療費の伸び率と賃金の伸び率の差とのワニの口の構造について説明があったが、そのことよりも高齢者への拠出金の影響の方が大きいのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 私は零細企業の経営者でもあるので、その立場からも保険料率 10%というのはやはり限界であると感じる。また、医療機関を受診した際の自己負担が3割というのも、これもまた限界である。自己負担がこれ以上増えたと何のための保険かと思う。一方で、年に一度送られてくる医療費通知を見ると、こんなにも医療費がかかっているのかと思うし、一定の自己負担で医療が受けられるこの制度が本当にありがたいとも思う。そういうことを考えると、負担は限界ではあるが、現在のこの水準で続けていただきたいと思う。この制度をぜひ維持していただきたいと思うが、全体の小さな努力を積み重ねるしかないと思う。 ● 社会保障費の伸びを 5000 億円に抑制するという報道もあるなかで、協会への国庫補助が削減されることのないようにしていただきたい。 <p>【事業主代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局の説明にあったシミュレーションを見るとかなり厳しい状況にあることは間違いない。保険料率の議論であれば収入の話となるが、気になるのはむしろ支出の方。ジェネリック医薬品の推進やレセプト点検など支出を抑える努力をされていることは理解できるが、予防の観点にも力を入れるべき。保険料率をいくりにするのかという議論よりも、そういった議論の方が大切ではないか。 ● 協会支部、加入者、事業主の努力で積みあがったものであるにもかかわらず、新たに積み上がった準備金残高の 16.4%を国に返納しなければならないというのは納得がいかない。

● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
		<p>【被保険者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昨年も議論になったが、一度引き下げて次に急激に上がるとなるとやはりしんどい。下げられるなら下げるべきという意見もあると思うが、それは自分さえよければよいという意見ではないかと感じる。若い世代につけを回すべきではない。安定的にやっていただく方がよいと考える。 ● 保険料率のシミュレーションの説明の中で、賃金上昇率の話があったが、現在、定年年齢の延長などの議論が政府でもされている中で、このシミュレーションにはそのあたりも加味して推計されているのか。中小企業の場合、60歳を超えるとほとんどの場合、賃金が下がることになる。賃金上昇率0%のシミュレーションが示されているが、賃金上昇率0%を確保できるのか、マイナスということにならないか。賃金上昇率マイナスとなれば、もっと早い時期に保険料の引き上げということになるのではないか。
和歌山	<p>10.15% (10.08%)</p> <p>◆意見</p> <p>○和歌山支部保険料率</p> <p>30年度：10.08% → 31年度（見込み）：10.15% (+0.07%)</p> <p>今年度は、特に和歌山支部における料率の引き上げ幅が大きく、平均保険料率を下げることで、加入者の負担を少しでも軽くすることが望まれる。しかしながら、自支部のみならず、協会全体の視点から意見を述べたい。</p> <p>様々な手立てを打ちながらも、今後、医療費の減少が見込まれない中、制度を安定的に運営していくためには、本来、短期保険であるべき制度の趣旨</p>	<p>◇意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学識としての立場からすると、医療保険は短期保険であるという認識は変わらず、保険料率10%維持に対する疑問は残るが、運営委員会でも心配されているように、財政が盤石ではないという点から、中長期的視点に立っているという考えは理解できる。 <p>また、法律家の視点からすると、法律に記載されている国庫補助率の上限20%が果たされず、未だ16.4%の中、加入者に負担を強いる10%維持は理論的にどうかと思う。</p> <p>ただし、これらは、あくまで個人的な見解であり、支部長意見に反</p>

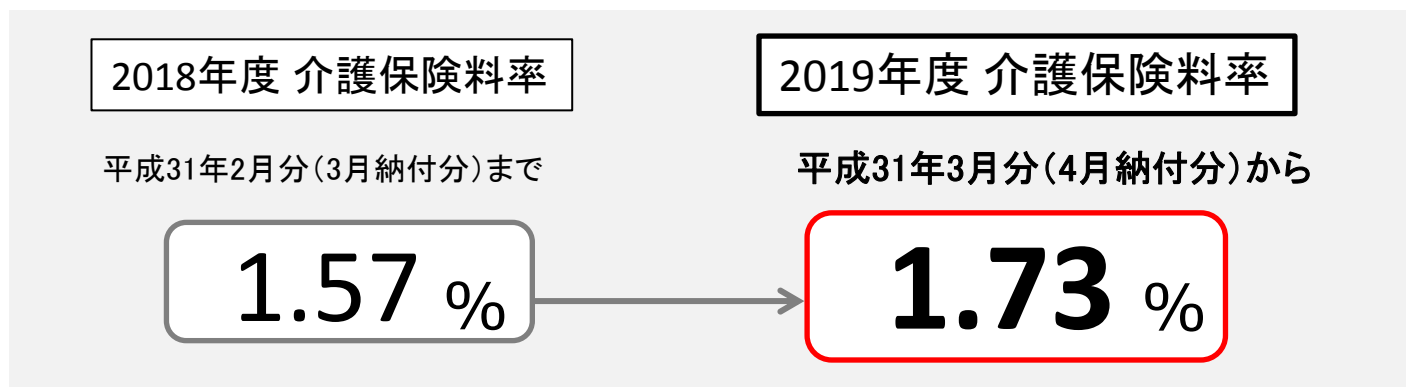
● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>には反するが、中長期的視点での立場から、平均保険料率 10%を維持することもやむを得ない。</p> <p>ただし、国庫補助が当面の間、保障されている中、今後の積立金の状況、組合解散等に伴う、加入者の変動に対応しつつ、今ならば、できる得ることを検討いただきたい。例えば、平均料率や都道府県単位保険料率の在り方を十分議論したり、今後、財政が真に逼迫した場合にどう対応していくのかの議論を行い、加入者に示していくことができれば、加入者の納得、安心につながるのではないかと。</p>	<p>対というわけではない。</p> <p>11月の支部評議会で、保険料率に関する意見書提出を省略した支部が9支部もあるということだが、この取り扱いはいかがなものか。昨年、近畿ブロックの評議会に参加した際に、本部の意見が優先されて、地域の意見は反映されていないという話が各支部から出ていた。本部の言っていることを監視して行って、各支部は積極的に意見を出していくべきである。</p> <p>「納得性」ということは非常に重要である。保険料が上がることとなった要因について、丁寧に説明していくべき。また、料率はパーセンテージのみで示されており、実際の影響が分かりづらいため、どのくらいの医療費の影響があって、どのくらいの負担となるのか金額でも説明できると分かりやすい。また、インセンティブ制度など、努力によって保険料率が下がる要素もあることを広く周知し、加入者の健康意識や保健指導の受け入れにつなげていくことも大事ではないか。(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料は引き下げられるときは下げ、引き上げざるを得ないときは上げるのが基本と考えるが、10%維持もやむを得ないという支部長意見は理解できるので、これに関して異論はない。(学識経験者) ● 料率は下がるに越したことはないが、中長期的視点に立ってもらいたいと考えているので、支部長意見に賛同する。なお、料率に関する意見が出されなかった支部があることは驚いた。(学識経験者) ● 保険料は引き下げられるときは下げてもらいたい。ここ数年は据置きが続いているが、10年前は8%台だったのが今は10%にな

● 2019年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(近畿支部のみ抜粋)

支部名	支部長意見	評議会意見
		<p>っており、このままだといずれは12%台になっていたりしないかと危惧している。医療費の増大などの状況もわかるが、事業所の負担が増えないよう働きかけをお願いしたい。支部長意見については、要望等がすべて盛り込まれた内容で、特に異論はない。(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その年の医療給付費等の実績が2年後の保険料に反映するということが、消費税増税や熊本地震などの予期せぬ事態が起こることもあり、中長期的予測では、ぶれが発生することも考えられ、余剰金を持っていても仕方ないのではないかと。やはり保険料については、単年度で考えていくべき。 <p>また、保険料を上げるのであれば、まず負担される方に納得してもらうことが重要である。単に上げるのではなく、それに見合う付加価値を何か示すことができるとよいのではないかと。(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支部長意見に異論はないが、年々保険料が上がっている印象がある。下げるのが難しいということがやむを得ないのであれば、その理由をわかるよう加入者に向けて説明していただきたい。(被保険者代表) <p>評議会全体としては、支部長意見には賛同ということで異議はなし。</p>

● 2019年度 介護保険料率(全国一律)の決定について



介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分(401億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.73%(4月納付分から変更)とする。

(※ 31年度政府予算案では、介護納付金は1兆252億円と前年度比で122億円の増加の見込み)

(参考)健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳~64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

● 2019年度の日雇特例被保険者の保険料額について

- 日雇特例被保険者の保険料額（日額）は、次の算式※により算定し厚生労働大臣が告示します。

$$\text{保険料額（日額）} = \text{標準賃金日額} \times (\text{平均保険料率} + \text{介護保険料率}) \times (1 + 0.31) \quad \text{※健康保険法第168条}$$

- 平均保険料率は、平成30年度と同じですが、介護保険料率の見直しによって、日雇特例被保険者に係る保険料額が、2019年4月納付分から以下のとおり変動します。

- (1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額
(平均保険料率は10.00%、介護保険料率は1.73%により算定)

現 行				変 更 後			
標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額	標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	440円	170円	270円	第1級	450円	175円	275円
第2級	650円	250円	400円	第2級	660円	255円	405円
第3級	860円	330円	530円	第3級	870円	335円	535円
第4級	1,090円	415円	675円	第4級	1,110円	425円	685円
第5級	1,320円	505円	815円	第5級	1,330円	510円	820円
第6級	1,620円	620円	1,000円	第6級	1,650円	630円	1,020円
第7級	2,000円	765円	1,235円	第7級	2,030円	775円	1,255円
第8級	2,380円	910円	1,470円	第8級	2,410円	920円	1,490円
第9級	2,760円	1,055円	1,705円	第9級	2,800円	1,070円	1,730円
第10級	3,210円	1,225円	1,985円	第10級	3,260円	1,245円	2,015円
第11級	3,740円	1,430円	2,310円	第11級	3,790円	1,450円	2,340円

● 2019年度の日雇特例被保険者の保険料額について

(2) (1)に掲げる者以外の日雇特例被保険者の保険料額 (平均保険料率は10.00%により算定)

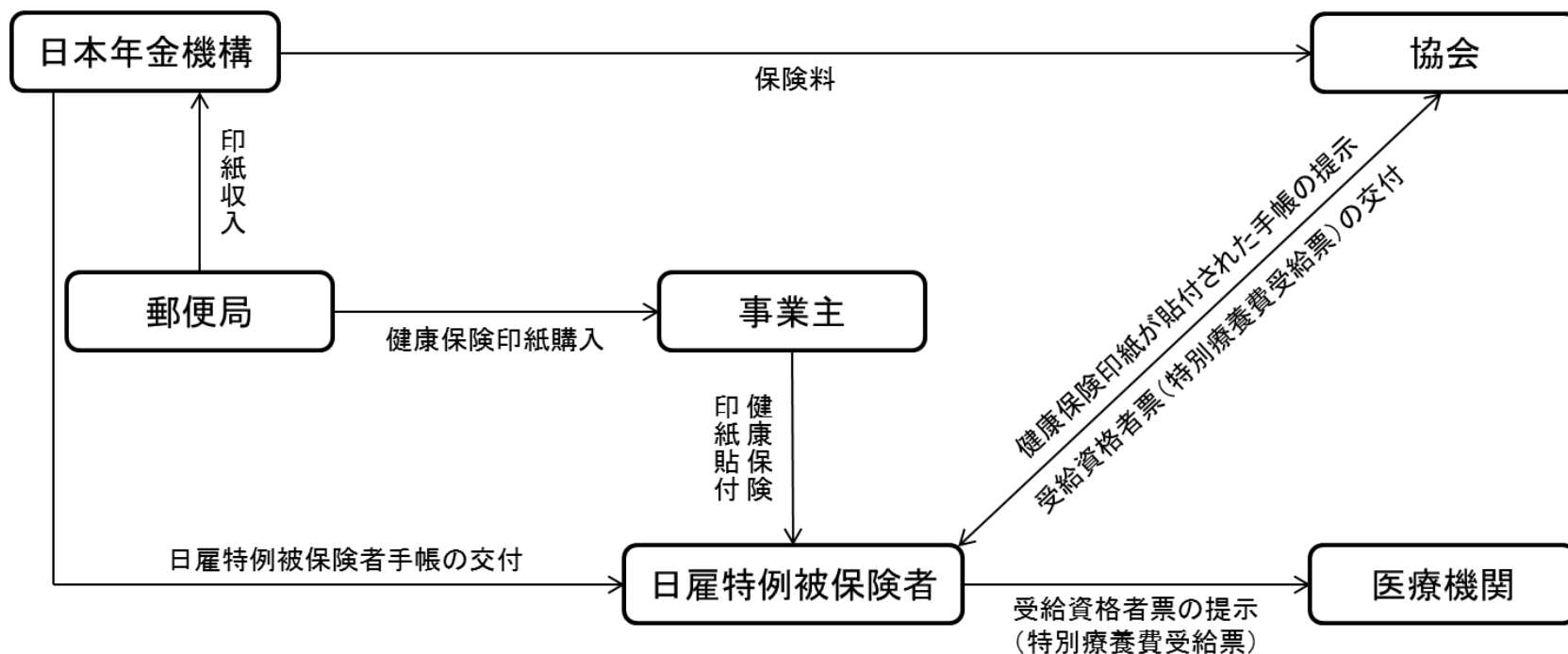
現 行 か ら 変 動 な し			
標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	740円	285円	455円
第4級	940円	360円	580円
第5級	1,140円	435円	705円
第6級	1,400円	535円	865円
第7級	1,730円	660円	1,070円
第8級	2,050円	785円	1,265円
第9級	2,380円	910円	1,470円
第10級	2,770円	1,060円	1,710円
第11級	3,230円	1,235円	1,995円

(注) 保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、0.5 : 0.81となっています。

● 日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、協会が確認するという方法で保険料を納付する仕組みとなっています。

(日雇特例被保険者数：約11,000人、大阪支部日雇特例被保険者数：1,510人(平成30年9月現在))



【参考】

2カ月間に通算して26日以上の保険料が納付されているか、またはその月の前6カ月間に通算して78日以上の保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。(ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていなくとも特別療養費受給票を交付)